

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全区域の指定及び廃止 ・家畜精液取扱手数料の徴収事務の委託 ・肉用牛の販売業務の委託 ・保安林の指定 ・道路の区域変更 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の変更事項届出（2件） ・土地改良区の役員の就退任 ・土地改良区の清算人の就任 ・測量の実施 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員指導教育責任者講習の実施 ・乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について <p>◎ 人事委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 <p>◎ 有明海自動車航送船組合告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海自動車航送船組合議会令和5年第1回臨時会の招集 	<p>所管課（室）名</p> <p>漁 港 漁 場 課</p> <p>畜 産 課</p> <p>〃</p> <p>林 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>〃</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>生 活 環 境 課</p> <p>交 通 規 制 課</p> <p>人事委員会事務局</p> <p>有明海自動車航送船組合</p>
--	--

告 示

長崎県告示第383号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、松浦沿岸鍋串漁港海岸小田地区海岸、鍋串地区海岸に係る海岸保全区域（昭和34年長崎県告示第220号）は、廃止する。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

海岸の名称				指 定 区 域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
松浦	鍋串	小田		次の基点1から基点7まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1

<p>松浦</p>	<p>鍋串</p>	<p>鍋串</p>	<p>を結んだ線、補助点1から補助点7まで順次直線で結んだ線及び基点7と補助点7を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(陸域の表示)</p> <p>基点1 基準点から 180度54分00秒 701.00mの地点 基点2 基点1から 68度30分00秒 175.70mの地点 基点3 基点2から 33度00分00秒 186.90mの地点 基点4 基点3から 352度53分00秒 92.90mの地点 基点5 基点4から 268度25分00秒 60.20mの地点 基点6 基点5から 15度17分00秒 26.70mの地点 基点7 基点6から 353度22分00秒 88.70mの地点</p> <p>(水域の表示)</p> <p>補助点1 基点1から 342度29分00秒 60.10mの地点 補助点2 基点2から 320度45分00秒 63.00mの地点 補助点3 基点3から 282度56分00秒 63.90mの地点 補助点4 基点4から 220度39分00秒 81.00mの地点 補助点5 基点5から 231度51分00秒 100.70mの地点 補助点6 基点6から 274度19分00秒 61.10mの地点 補助点7 基点7から 287度41分00秒 65.80mの地点</p> <p>次の基点8から基点11まで順次直線で結んだ線、基点11と補助点11を結んだ線、補助点11から補助点8まで順次直線で結んだ線及び基点8と補助点8を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(陸域の表示)</p> <p>基点8 基準点から 356度28分00秒 23.30mの地点 基点9 基点8から 278度41分00秒 92.10mの地点 基点10 基点9から 271度40分00秒 60.40mの地点 基点11 基点10から 246度43分00秒 67.00mの地点</p> <p>(水域の表示)</p> <p>補助点8 基点8から 182度54分00秒 60.30mの地点 補助点9 基点9から 185度10分00秒 60.10mの地点 補助点10 基点10から 169度11分00秒 61.50mの地点 補助点11 基点11から 170度58分00秒 61.90mの地点</p>
-----------	-----------	-----------	--

長崎県告示第384号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の所在地及び名称
 - (1) 長崎市興善町6-7
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 中川 一範
 - (2) 諫早市栗面町174番地1
長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 眞壁 正二郎
 - (3) 島原市萩原2丁目5192番地1
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
 - (4) 佐世保市吉井町立石12-1

- ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀
- (5) 五島市籠淵町2450-1
ごとう農業協同組合 代表理事組合長 家永 嘉弘
- (6) 壱岐市郷ノ浦町東触560
壱岐市農業協同組合 代表理事組合長 川崎 裕司
- (7) 対馬市巖原町中村606-19
対馬農業協同組合 代表理事組合長 縫田 和己
- (8) 雲仙市瑞穂町古部甲2087-1
長崎県酪農業協同組合連合会 代表理事会長 中村 隆馬
- (9) 長崎市銭座町3番3号
一般社団法人長崎県畜産協会 会長 家永 嘉弘
- 3 委託事務
長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）別表26に規定する家畜精液取扱手数料の徴収事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第385号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり肉用牛の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の所在地及び名称
福岡県太宰府市都府楼南5-15-2
JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 森山 篤志
- 3 委託事務
長崎県肉用牛改良センターが出荷する肉用牛の販売業務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市上対馬町河内字向在所360の4、360の5、361、362、383、398の1、398の2、399、401から403まで、408、414、416、字横隙417の1、418、420、421、422の1、423の1、424、427、429、430の2、435の1、435の10、435の11、436の1から436の3まで、437の1から437の3まで、438の1、439の1、440、441の1、443の1から443の4まで、443の6、445、446の1、448、449、451、452の1、453、454、458、459の1、460の1、460の2、461の1、462、463、464の1、465、466、467の3、字アナタ原477の1、479の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横隙421・424・429・435の1・443の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 郷ノ浦芦辺線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町東触字永石1626番2地先から 壱岐市郷ノ浦町志原西触字永石6番1地先まで	前	15.2~18.0	29.0	
	後	12.5~17.4	29.0	

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みらい長崎ココウォーク

長崎県長崎市茂里町1番55号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

長崎自動車株式会社

長崎県長崎市新地町3番17号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年2月1日 外

2 届出年月日

令和5年5月11日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理

由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン夢彩都

長崎県長崎市元船町14番49外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ

広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和5年4月1日 外

2 届出年月日

令和5年5月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、志佐川土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
柴 山 浩	松浦市志佐町高野免178番地1	田 中 廣 美	松浦市志佐町高野免1025番地

土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人国営田平土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

就任清算人	
氏 名	住 所
岡 田 眞	平戸市田平町荻田免385番地
森 喜一郎	平戸市田平町小手田免892番地 2
岡 田 俊 明	平戸市田平町荻田免1475番地 5
大 水 文 雄	平戸市田平町小崎免1123番地
長 尾 耕 助	平戸市田平町里免761番地
大 山 荒 助	平戸市田平町本山免305番地
森 田 増 実	平戸市田平町上亀免446番地
北 川 貢	平戸市田平町深月免297番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（UAVレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年5月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西彼町平原郷、白似田郷	令和5年5月25日から 令和5年8月31日まで

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年5月26日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に掲げる警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

(1) 新規取得講習

令和5年7月3日（月）から同月7日（金）まで、同月10日（月）及び同月11日（火）の7日間

- (2) 追加取得講習
令和5年7月7日（金）、同月10日（月）及び同月11日（火）の3日間
- 4 実施場所
長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館
- 5 受講定員
- (1) 新規取得講習
30人
- (2) 追加取得講習
10人
- 6 受講対象者
- (1) 新規取得講習
次のいずれかに該当する者
- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に1号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの
- (2) 追加取得講習
1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの
- 7 受講申込手続
- (1) 申込期間
令和5年6月1日（木）から同月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。
- (2) 申込場所
次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。
なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署
- イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係
- (3) 提出書類
- ア 新規取得講習
- ㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
- ㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通
- a 6(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)の a から e までに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

10 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、老岐市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和5年5月26日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
三軒茶屋（勝本方面）	長崎県老岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1227番地1先	老岐市が業務委託契約を締結した箱崎まちづくり協議会コミュニティバス運行部会による老岐市営自家用有償旅客運送の用に供する自動車（通称「箱崎ふれあいGO」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和5年5月1日付け関係者間で合意
三軒茶屋（芦辺方面）	長崎県老岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1248番地1先			
ハッピーヒルズ（勝本方面）	長崎県老岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1000番地2先			
ハッピーヒルズ（芦辺方面）	長崎県老岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1009番地2先			

瀬戸向町（瀬戸方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触603番地3先		
瀬戸向町（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触603番地3先		
芦辺港（瀬戸方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地20先		
芦辺港（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地22先		
イオン前（瀬戸方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地17先		
イオン前（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地17先		
中山口（勝本方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2504番地2先		
中山口（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2501番地4先		

人事委員会規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第11号

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
委託団体	組織	職員		委託団体	組織	職員	
略				略			
時津町	略	略		時津町	略	略	
	教育委員会事務局	教育次長	課長 教育専門官 教育主官		教育委員会事務局	教育次長	課長 専門幹 主幹
	略	略			略	略	
略				略			
北松北部環境組合	事務局	事務局長 クリーンセンター長 次長 参事		北松北部環境組合	事務局	事務局長 クリーンセンター長 次長	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会令和5年第1回臨時会を令和5年5月30日午後0時30分熊本県玉名市に招集す

る。

令和5年5月26日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話
直通表
(八九五)二二一四一

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト